

第5回共通到達度確認試験

令和6年1月7日実施

3. 民 法

試験時間 15:40～16:55 (75分)

《注意事項》

1. 試験時間中の途中退出、問題冊子の持ち帰り、解答用紙の回収

各科目の試験開始から30分経過後、終了5分前までの間に限り、解答が終了した場合は途中退出を認めます。解答用紙を提出して退出したときは再入室を認めません。ただし、トイレ・急病等、やむをえない事情で退席される場合は、挙手をして試験監督員の誘導を受けて、一時退出をしてください。

途中退出の場合も含め、試験終了後は、問題冊子はお持ち帰りください(解答用紙は回収します)。

2. 筆記用具等

解答用紙へのマークは、HBまたはBの黒鉛筆を使用してください。その他の筆記具(HB・B以外、シャープペンシル等)を使用した場合、採点装置で読みとることができず、無効と判断されることがあります。

試験時間中、机の上に置いておけるものは、受験票、学生証、鉛筆、メモ用のシャープペンシル、消しゴム、手動の鉛筆削り、時計(計時機能だけのもの)、眼鏡、衛生用品だけです。その他の物(六法、筆箱、眼鏡ケース等)はカバン等に入れてください。

マーカー、定規、ボールペン、耳せん、ストップウォッチ等の補助具は使用できません。また、携帯電話等の通信機器は必ず電源を切って、カバン等にしまってください。

3. 解答方法

- ・問題は、正誤問題30問と五肢択一問題15問、合計45問あります。
- ・記載されている試験科目と問題番号、解答欄をよく確認のうえ、マークしてください。
- ・各問題につき1つのみマークしてください(2つ以上マークすると無効になります)。
- ・誤ってマークした場合は、跡が残らないようにきれいに消しゴムで消してください。
- ・機械で採点しますので、解答用紙は折り曲げたり汚したりしないでください。
- ・問題冊子の印刷不鮮明、落丁・乱丁があった場合は監督者に知らせてください。
- ・問題冊子の余白等は適宜利用して構いませんが、どのページも切り離してはいけません。
- ・試験開始の指示があるまで、問題冊子を開いてはいけません。
- ・自己採点をする場合は、問題冊子に自身の解答を記録しておいてください。

4. その他

以下の行為があった場合、「失格」とし、その時点以降の受験をお断りします。また、すでに受験した部分についても無効とし、採点は行いません。

- ①試験中に、他人に援助を与えたり、他人から援助を受けたりした場合
- ②他人に代わって試験を受けた場合
- ③他人に対する迷惑行為を行った場合
- ④試験終了の合図があったにもかかわらず鉛筆を置かない等、試験監督員の指示に従わなかった場合
- ⑤その他、不正行為を行った場合

* 正解および問題の解説は、本日中(20時頃まで)に公表します。法科大学院協会のウェブサイト(<http://www.lskyokai.jp/>)のメニューから「共通到達度確認試験について」を開き、詳細はこちらをクリックして検索してください。

【改正民法について】

本年度の民法の試験において、令和4年の民法改正(嫡出推定制度等の改正)については、「民法等の一部を改正する法律」(令和4年法律第102号)による改正後の法律に基づいて出題されます。

問題 1～30 [配点：各 1 点]

以下の問題について、それぞれ内容が正しい場合には 1 を、誤っている場合には 2 を選びなさい。なお、争いがある場合には判例によるものとする。

問題 1

成年被後見人がした売買契約は、日用品の購入その他日常生活に関するものでない限り、成年被後見人が成年後見人の同意を得てした場合であっても、取り消すことができる。

問題 2

A が B に代理権を授与した後に、B が死亡し、C が B を単独で相続した。この場合、C が A の代理人となる。

問題 3

A は、B との間で、B から食品甲を購入する契約を締結し、B から引き渡された甲の一部を消費した。その後、この契約が A の行為能力の制限を理由に取り消された場合、A は、現に利益を受けている限度において甲について返還の義務を負う。

問題 4

A が B に対して金銭債務（ α 債務）を負っており、C は、 α 債務を担保するために、C が所有している甲土地に抵当権を設定しその旨の登記をした。その後、C は、甲土地を、抵当権がついたまま D に売却した。この場合、D は、 α 債務について消滅時効を援用することができない。

問題 5

A が所有するパソコン甲を B が A から賃借して使用している場合において、A が甲を C に譲渡したときは、C は、A から甲の引渡しを受けなければ、甲の所有権を取得したことを B に対抗することができない。

問題 6

未成年者 A は、その法定代理人 B の同意を得ることなく、A 所有の動産甲を C に売却し、その現実の引渡しをした。その後、B が A C 間の売買契約を取り消した。この場合において、C が甲の所有権を即時取得することはない。

問題 7

形状または効用の著しい変更を伴う共有物の変更は、各共有者の持分の価格に従い、その過半数で決する。

問題 8

留置権者は、留置権の目的物が滅失したことによって債務者が保険金を受け取ることができるときは、その保険金請求権について物上代位権を行使することができる。

問題 9

動産質権者は、継続して質物を占有しなければ、その質権をもって第三者に対抗することができない。

問題 10

根抵当権の担保すべき元本が確定する前において、根抵当権者から、根抵当権の担保すべき債権の範囲に含まれる債権を取得した者は、その債権について根抵当権を行使することができる。

問題 11

譲渡担保の設定者は、正当な権原なく目的物件を占有する者がいるときは、特段の事情のない限り、当該占有者に対してその返還を請求することができる。

問題 12

AとBは、Aが絵画甲を代金 20 万円でBに売却する旨の契約を結び、Bは代金全額をAに支払ったが、Aは履行期を過ぎても甲をBに引き渡していない。このとき、Bは、甲の引渡しの遅滞がAの責めに帰することができない事由によるものであっても、甲の引渡債務に係る履行の強制を裁判所に請求することができる。

問題 13

Aが、Bに対する 100 万円の金銭債権（ α 債権）を被保全債権として、BのCに対する 50 万円の金銭債権（ β 債権）を代位行使し、Cに 50 万円の支払を請求した。このとき、Bは、 β 債権を行使して、Cから 50 万円を自ら取り立てることができない。

問題 14

Aは、その事業のための資金をBから借り入れるにあたり、友人のCに保証の委託をした。Aは、Cに対し、Aの財産および収支の状況について虚偽の情報を提供したため、Cは、Aの財産および収支の状況について誤認をし、それによってAのBに対する債務についてCが保証人となる旨の保証契約をBと締結した。この場合において、Aが虚偽の情報を提供したことをBが知ることができたときは、Cは、保証契約を取り消すことができる。

問題 15

AがB銀行に対する定期預金債権（ α 債権）を有していたところ、Cが、Aと称して、B銀行に対し、 α 債権を担保とした貸付けの申込みをし、B銀行は、CをAと誤信したため貸付けに応じた。その後、この貸付け金債権（ β 債権）の履行期に弁済がなかったため、B銀行は、 β 債権を自働債権とし、 α 債権を受働債権とする相殺をした。この場合において、B銀行は、貸付けの際に、金融機関として負担すべき相当の注意義務を尽くしていたときは、相殺をもってAに対抗することができる。

問題 16

契約に基づく債務の履行不能が債権者の責めに帰すべき事由によるものであるときでも、債権者は、その履行不能を理由に契約を解除することができる。

問題 17

書面とする金銭消費貸借の借主は、貸主から金銭を受け取るまで、契約の解除をすることができる。

問題 18

賃貸借契約の締結に際して賃貸人に敷金を交付した賃借人は、賃貸借契約の継続中、賃貸人に対し、敷金を賃料債務の弁済に充てることを請求することができない。

問題 19

請負人は、仕事を完成しない間は、いつでも損害を賠償して請負契約の解除をすることができる。

問題 20

義務なく他人のために事務の管理を開始した者は、事務管理の継続が本人に不利であることが明らかであるときは、その事務の管理を中止しなければならない。

問題 21

Aが、Bから騙し取った金銭によりCに対する金銭債務の弁済を行った。Cは、Aが騙し取った金銭により当該弁済を行ったことを、重大な過失により知らなかった。この場合に、CはBに対して不当利得返還義務を負う。

問題 22

Aの不法行為によって損害を受けたBのAに対する損害賠償請求が認められる場合において、Aの行為の悪質性が高いときであっても、裁判所は、Aに対し、Bに生じた損害の賠償に加えて、制裁および一般予防を目的とする賠償金を支払うよう命じることはできない。

問題 23

夫婦がその財産について法定財産制と異なる契約をしたときは、婚姻の届出までにその登記をしなければ、これを夫婦の承継人および第三者に対抗することができない。

問題 24

夫婦共同生活を維持する意思を有しながら、生活保護の受給を継続する目的で離婚の届出をした場合、その届出が法律上の婚姻関係を解消する意思の合致に基づいてされたときであっても、当該離婚は無効である。

問題 25

いずれも婚姻をしていないA男とB女との間に生まれた子（10歳）をAが認知する場合、Bの承諾が必要である。

問題 26

特別養子縁組の当事者は、その協議で離縁をすることはできない。

問題 27

Aに実子Bがあり、Bには実子Cがある場合において、Aが死亡し、BがAの相続を放棄したときは、CはBを代襲してAを相続する。

問題 28

被相続人Aの相続について、Aの配偶者B、Aの父CおよびAの母Dが相続人であるときは、Bの法定相続分は3分の1である。

問題 29

被相続人は、遺言で、共同相続人の相続分を定めることを第三者に委託することができる。

問題 30

Aには、2人の子BとCがあり、Bには配偶者Dがある。Dが、Aに対して無償で療養看護をしたことによりAの財産の維持について特別の寄与をした場合、Dは、Aの相続の開始後に、BとCに対し、その寄与に応じた額の金銭の支払を請求することができる。

問題 31～45 [配点：各 3 点]

以下の問題について、選択肢 1～5 から解答しなさい。

問題 31

AがBとの間で契約を締結したところ、Aの意思表示に錯誤があった場合に関する以下の記述のうち、誤っているものの組み合わせを1つ選びなさい。

- ア. Aが錯誤を理由に自らの意思表示を取り消すには、Aの錯誤が契約の目的および取引上の社会通念に照らして重要なものであることが必要である。
- イ. Aは、その所有する自動車甲を10万円でBに売却する意思表示をし、Bとの間でその旨の売買契約が締結された。このAの意思表示は、甲を100万円で売却する意思であったにもかかわらず、契約書の代金欄に10万円と記入したことに気づかないままにされたものであった。この場合において、Aが錯誤を理由に自らの意思表示を取り消すには、Aの甲を100万円で売却する意思が当該売買契約の基礎とされていることが表示されていたことが必要である。
- ウ. Aの錯誤がAの重大な過失によるものであった場合でも、BがAに錯誤があることを知っていたときは、Aは、自らに重大な過失があったことを理由に、意思表示の取消しを妨げられない。
- エ. Aが錯誤を理由に自らの意思表示を取り消すことができる場合において、BもAと同一の錯誤に陥っているときは、AだけではなくBも、Aの意思表示を取り消すことができる。
- オ. Aが錯誤を理由に自らの意思表示を取り消した場合、Aは、その取消しをもって、善意でかつ過失がない第三者に対抗することができない。

1. アウ 2. アオ 3. イウ 4. イエ 5. エオ

問題 32

代理に関する以下の記述のうち、判例がある場合には判例に照らして、誤っているものの組み合わせを1つ選びなさい。

- ア. Aから甲土地の売却について代理権を与えられていたBが、売却代金をBの妻の債務の弁済に充てる目的で、Aを代理して、Cとの間で、甲土地をCに売却する契約を締結した。この場合において、CがBの目的を知らず、かつ、そのことについて過失がなかったときは、その売買契約の効果はAに帰属する。
- イ. Aから甲土地に抵当権を設定することについて代理権を与えられていたBが、Aを代理して、Cとの間で、甲土地をCに売却する契約を締結した。この場合に、Cは、Aに対し、相当の期間を定めて、その期間内に追認をするかどうかを確答すべき旨の催告をすることができる。
- ウ. Aから甲土地に抵当権を設定することについて代理権を与えられていたBが、Aを代理して、Cとの間で、甲土地をCに売却する契約を締結した。この場合において、Aがその売買契約を追認した後であっても、Cは、BがAから授与された代理権の範囲外の行為をしている事実を知らなかったときは、その契約を取り消すことができる。
- エ. Aから甲土地に抵当権を設定することについて代理権を与えられていたBが、Aを代理して、Cとの間で、甲土地をCに売却する契約を締結した。この場合において、Cは、BがAから授与された代理権の範囲外の行為をしていることを知っていたときは、Bに対し、無権代理人の責任として、契約の履行または損害賠償を請求することができる。
- オ. Aから甲土地に抵当権を設定することについて代理権を与えられていたBが、Aを代理して、Cとの間で、甲土地をCに売却する契約を締結した。その後、Aが死亡し、BがAを単独で相続したときは、その売買契約の効果はBに帰属する。

1. アウ 2. アオ 3. イエ 4. イオ 5. ウエ

問題 33

不動産の物権変動に関する以下の記述のうち、判例がある場合には判例に照らして、誤っているものの組み合わせを1つ選びなさい。

- ア. Aは、Bからその所有する甲土地を買い受け、BからAに対する所有権移転登記がされたが、BはAによる詐欺を理由にA B間の売買契約を取り消した。その後、CがAから甲土地を買い受けた。この場合に、Bが、甲土地の所有権がBに復帰し、初めからAに移転しなかったことをCに対して主張するためには、その旨の登記をすることを要しない。
- イ. Aは、Bからその所有する甲土地を買い受け、BからAに対する所有権移転登記がされたが、BはAの代金不払を理由にA B間の売買契約を解除した。その後、CがAから甲土地を買い受けた。この場合に、Bが、甲土地の所有権がBに復帰したことをCに対して主張するためには、その旨の登記をすることを要する。
- ウ. Aは、Bからその所有する甲土地を買い受け、BからAに対する所有権移転登記がされ、さらに、CがAから甲土地を買い受けた。その後、BはAの代金不払を理由にA B間の売買契約を解除した。この場合に、Cが、甲土地の所有権を取得したことをBに対して主張するためには、その旨の登記をすることを要する。
- エ. Aは、Bが所有する甲土地の所有権を時効により取得したが、その時効が完成する前に、CがBから甲土地を買い受けた。この場合に、Aが、甲土地の所有権を取得したことをCに対して主張するためには、その旨の登記をすることを要しない。
- オ. Aは、Bが所有する甲土地の所有権を時効により取得したが、その時効が完成した後に、CがBから甲土地を買い受けた。この場合に、Aが、甲土地の所有権を取得したことをCに対して主張するためには、その旨の登記をすることを要しない。

1. アウ 2. アオ 3. イエ 4. イオ 5. ウエ

問題 34

Aは、甲建物の所有者であると称するBから甲建物を買い受けて占有していた。しかし、甲建物の真の所有者はCであった。この場合におけるAとCとの法律関係に関する以下の記述のうち、判例がある場合には判例に照らして、正しいものの組み合わせを1つ選びなさい。

- ア. Aが甲建物の所有権を有すると誤信して甲建物を占有していた場合において、CがAに対して甲建物の明渡訴訟を提起するまでの間、Aが甲建物をDに賃貸して賃料を収受していたときは、Aは、収受した賃料相当額をその利益の存する限度でCに返還しなければならない。
- イ. Aが甲建物の所有権を有すると誤信して甲建物を占有していた場合において、CがAに対して甲建物の明渡しを求めて訴えを提起し、Cの請求が認容された。この場合に、Aは、この訴えの提起後もなお自己が甲建物の所有者であるとの確信が動かなかったときでも、訴えの提起の時以後の甲建物の使用利益をCに返還しなければならない。
- ウ. Aが甲建物の所有権を有すると誤信して甲建物を占有していた場合において、甲建物がAの責めに帰すべき事由によって滅失したときは、Aは、Cに対し、甲建物の滅失により生じた損害の全部を賠償しなければならない。
- エ. Aが甲建物の所有権を有すると誤信して甲建物を占有していた場合において、Aが甲建物をDに賃貸して賃料を収受していたときは、Aは、Cに対し、Aが甲建物の保存のために支出した費用の償還を請求することができる。
- オ. Aが甲建物の所有権を有しないことを知りつつ甲建物を占有していた場合において、Aが甲建物の改良のために費用を支出し、Cに対する甲建物の明渡し時にその価格の増加が現存するときは、Aは、Cに対し、Cの選択に従い、Aが支出した金額または甲建物の増価額の償還を請求することができる。

1. アイ 2. アエ 3. イオ 4. ウエ 5. ウオ

問題 35

Aは、Bに対して3000万円、Cに対して6000万円、Dに対して9000万円の債務をそれぞれ負い、自己が所有する甲土地に、Bのための第1順位の抵当権およびCのための第2順位の抵当権を設定した。甲土地について担保不動産競売の手続が開始され、その代金である5000万円が配当されることとなっている。この場合に関する以下の記述のうち、誤っているものの組み合わせを1つ選びなさい。なお、利息や遅延損害金は考慮しないものとする。

- ア. 甲土地について担保不動産競売の手続が開始される前に、Bが、Dに対して抵当権を譲渡してその対抗要件が備えられていたときは、Cが受ける配当は0円である。
- イ. 甲土地について担保不動産競売の手続が開始される前に、Bが、Dに対して抵当権を放棄してその対抗要件が備えられていたときは、Bが受ける配当は750万円である。
- ウ. 甲土地について担保不動産競売の手続が開始される前に、Bが、Cに対して抵当権の順位を譲渡してその対抗要件が備えられていたときは、Cが受ける配当は5000万円である。
- エ. 甲土地について担保不動産競売の手続が開始される前に、Bが、Cに対して抵当権の順位を放棄してその対抗要件が備えられていたときは、Cが受ける配当は4000万円である。
- オ. 甲土地について担保不動産競売の手続が開始される前に、Bが、Eに対して自己が負う4000万円の債務を担保するためにEのための転抵当権を設定してその対抗要件が備えられていたときは、Eが受ける配当は4000万円である。

1. アイ 2. アオ 3. イエ 4. ウエ 5. ウオ

問題 36

抵当権と利用権の関係に関する以下の記述のうち、判例がある場合には判例に照らして、正しいものの組み合わせを1つ選びなさい。

- ア. Aは、甲土地および同地上の乙建物を所有していたところ、Bのために甲土地および乙建物に共同抵当権を設定し、その旨の登記をした。この場合において、甲土地についてのみ担保不動産競売の手続が開始され、Cが甲土地を買い受けたときは、CはAに対して乙建物を収去して甲土地を明け渡すよう請求することができる。
- イ. Aは、甲土地を所有していたところ、甲土地についてAB間で建物の所有を目的とする賃貸借契約が結ばれ、Bは、甲土地上に乙建物を築造し、これにつき所有権保存登記をした。その後、Aは、Cのために甲土地について抵当権を設定し、その旨の登記をした。この場合において、甲土地について担保不動産競売の手続が開始され、Dが甲土地を買い受けたときは、DはBに対して乙建物を収去して甲土地を明け渡すよう請求することができない。
- ウ. Aは、甲土地および同地上の乙建物を所有していたところ、Bのために甲土地について第1順位の抵当権を設定し、その旨の登記をした。その後、Aは、Cに甲土地を譲渡するとともに、乙建物を所有する目的で甲土地についてCと賃貸借契約を結んだ。この場合において、甲土地について担保不動産競売の手続が開始され、Dが甲土地を買い受けたときは、DはAに対して乙建物を収去して甲土地を明け渡すよう請求することができる。
- エ. Aは、更地である甲土地を所有していたところ、Bのために甲土地について抵当権を設定し、その旨の登記をした。その後、Aは、甲土地上に乙建物を築造し、これにつき所有権保存登記をした。この場合において、甲土地について担保不動産競売の手続が開始され、Cが甲土地を買い受けたときは、CはAに対して乙建物を収去して甲土地を明け渡すよう請求することができない。
- オ. Aは、甲土地および同地上の乙建物を所有していたところ、Bのために甲土地および乙建物の双方について第1順位の抵当権を設定し、その旨の登記をした。その後、Aが乙建物を取り壊したうえで、甲土地上に丙建物を築造し、Cのために丙建物に第1順位の抵当権を設定し、その旨の登記をした。この場合において、甲土地について担保不動産競売の手続が開始され、Dが甲土地を買い受けたときは、DはAに対して丙建物を収去して甲土地を明け渡すよう請求することができる。

1. アイ 2. アエ 3. イオ 4. ウエ 5. ウオ

問題 37

債務不履行に関する以下の記述のうち、判例がある場合には判例に照らして、誤っているものの組み合わせを1つ選びなさい。

- ア. 安全配慮義務違反を理由とする債務不履行に基づく損害賠償債務の債務者は、債権者から履行の請求を受けた時から遅滞の責任を負う。
- イ. 債務の履行について不確定期限があるときは、債務者は、その期限の到来した時から遅滞の責任を負う。
- ウ. 特定物売買の売主が、約定の引渡期日に引渡場所である買主の自宅に目的物を持参することによって提供をしたが、買主が不在であったため持ち帰った。この場合、売主は、買主に対して遅滞の責任を負わない。
- エ. 金銭債務は、債務者に資力がなく弁済ができないときは履行不能になる。
- オ. 契約に基づく債務の履行がその契約の成立の時に不能であった場合でも、債権者は、その債務の履行不能によって生じた損害の賠償を請求することを妨げられない。

1. アウ 2. アエ 3. イエ 4. イオ 5. ウオ

問題 38

債権譲渡の対抗要件に関する以下の記述のうち、判例がある場合には判例に照らして、誤っているものの組み合わせを1つ選びなさい。

- ア. 債権譲渡の対抗要件としての通知は、債権の譲受人がその譲渡人から代理権を授与されて行ったとしても、その効力が認められる。
- イ. 債権が二重に譲渡された場合において、第一譲受人に対する譲渡について譲渡人から債務者に対して確定日付のある証書によらずに通知がされ、第二譲受人に対する譲渡について譲渡人から債務者に対して確定日付のある証書による通知がされたときは、第二譲受人は第一譲受人に対してその債権の取得を対抗することができる。
- ウ. 債権が二重に譲渡された場合において、第一譲受人に対する譲渡について譲渡人から債務者に対して確定日付のある証書によらずに通知がされ、債務者が第一譲受人に弁済した後に、第二譲受人に対する譲渡について譲渡人から債務者に対して確定日付のある証書による通知がされたときは、債務者は第二譲受人に対して重ねて弁済をしなければならない。
- エ. 債権が二重に譲渡された場合において、いずれの譲渡についても譲渡人から債務者に対して確定日付のある証書による通知がされたときは、その債権の譲受人相互の優劣は、通知に付された確定日付の先後によって決まる。
- オ. 債権譲渡の対抗要件が具備された時まで、債務者が譲渡人に対して同時履行の抗弁を有していたときは、債務者は、譲受人に対してもこの抗弁を対抗することができる。

1. アウ 2. アオ 3. イエ 4. イオ 5. ウエ

問題 39

売買に関する以下の記述のうち、判例がある場合には判例に照らして、誤っているものの組み合わせを 1 つ選びなさい。

- ア. 他人が所有する土地を売買の目的物としたときは、売主は、その土地の所有権を取得して買主に移転する義務を負う。
- イ. 不特定物売買において、引き渡された目的物が、種類、品質または数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、買主は、売主に対し、履行の追完を請求することができる。
- ウ. 買主は、引き渡された目的物が種類、品質または数量に関して契約の内容に適合しないものであることを理由に契約の解除をしたときは、損害賠償の請求をすることができない。
- エ. 売主が買主に移転した権利が契約の内容に適合しないものであるときは、買主は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。
- オ. 買主が、引き渡された目的物が種類または品質に関して契約の内容に適合しないものであることを知った時から 1 年以内にその旨を売主に通知したときは、その不適合を理由とする損害賠償債権には消滅時効に関する規定が適用されない。

1. アイ 2. アウ 3. イエ 4. ウオ 5. エオ

問題 40

不当利得に関する以下の記述のうち、判例がある場合には判例に照らして、正しいものの組み合わせを1つ選びなさい。

- ア. 法律上の原因なく金銭を受領した者は、その金銭を自らの生活に必要な費用として支出したときは、これを返還する義務を免れる。
- イ. 不当利得における悪意の受益者は、損失を被った者に対してその受けた利益に利息を付して返還しても、なお損害があるときは、不法行為の要件を充足するか否かにかかわらず、その損害を賠償しなければならない。
- ウ. 債務の弁済として給付をした者は、その時において、その債務が存在しないことを過失により知らなかったときは、その給付したものの返還を請求することができない。
- エ. 債務者は、弁済期にない債務の弁済として給付をしたときは、その給付したものの返還を請求することができない。
- オ. 請負人が、建物賃借人との間の請負契約に基づき、建物の修繕工事をしたが、その後建物賃借人が無資力となった。この場合に、建物所有者が、法律上の原因なくして上記修繕工事に要した財産および労務の提供に相当する利益を受けたとして、当該利益について、請負人に対し不当利得返還債務を負うのは、建物所有者と建物賃借人との間の賃貸借契約を全体としてみて、建物所有者が対価関係なしに、当該利益を受けたときに限られる。

1. アイ 2. アウ 3. イエ 4. ウオ 5. エオ

問題 41

不法行為に関する以下の記述のうち、判例がある場合には判例に照らして、正しいものの組み合わせを1つ選びなさい。

- ア. 責任能力のない未成年者が、重大な過失なく火災を発生させた場合において、法定の監督義務者は、当該未成年者の監督について重大な過失があったとしても、この火災により生じた損害について賠償する責任を負わない。
- イ. 未成年者が責任能力を有する場合であっても、法定の監督義務者の監督義務違反と未成年者の不法行為によって生じた結果との間に相当因果関係が認められるときは、当該監督義務者は損害賠償責任を負う。
- ウ. 被用者が故意または過失により第三者に損害を加えた場合において、その加害行為が使用者の事業の範囲に属するものであるときは、その被用者の担当する職務とは無関係のものであっても、使用者はその損害を賠償する責任を負う。
- エ. 土地の工作物の設置または保存に瑕疵があることによって他人に損害が生じた場合、その土地の工作物の占有者は、損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、その損害を賠償する責任を負わない。
- オ. 動物が他人に損害を加えた場合、その動物の占有者は、動物の種類および性質に従い相当の注意をもってその管理をしたときであっても、その損害を賠償する責任を負う。

1. アイ 2. アウ 3. イエ 4. ウオ 5. エオ

問題 42

氏に関する以下の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

- 1. 婚姻によって氏を夫の氏に改めた妻は、離婚届出時に婚氏続称の届出をした場合に限り、離婚の際に称していた氏を称することができる。
- 2. 婚姻によって氏を夫の氏に改めた妻は、氏を異にする者の養子となった場合であっても、婚姻中は、夫の氏を称する。
- 3. 婚姻によって氏を夫の氏に改めた妻は、夫が死亡したときは、婚姻前の氏に復することができる。
- 4. 嫡出である子は、その出生前に父母が離婚したときは、離婚の際における父母の氏を称する。
- 5. 父から認知された嫡出でない子は、父と氏を異にする場合には、家庭裁判所の許可を得て届け出ることによって、父の氏を称することができる。

問題 43

親権に関する以下の記述のうち、判例がある場合には判例に照らして、誤っているものを1つ選びなさい。

1. Aは、その親権に服するBの養育費に充てるため、自己の名義でCから金銭を借り入れた。この借入れによる債務を担保するため、Aが、Bを代理して、B所有の不動産にCのための抵当権を設定する行為は、AとBとの利益が相反する行為に当たる。
2. 父母が共同親権者である場合、父と子との間でのみ利益が相反する行為については、母が単独で子を代理する。
3. Aの親権に服するBに未成年の子Cがある場合、Bは、Cに対して親権を行使することができない。
4. 父または母による親権の行使が困難または不相当であることにより子の利益を害するときは、家庭裁判所は、その父または母について、親権停止の審判をすることができる。
5. 親権を行う父または母は、やむを得ない事由があるときは、家庭裁判所の許可を得て、親権を辞することができる。

問題 44

相続の承認・放棄に関する以下の記述のうち、判例がある場合には判例に照らして、誤っているものの組み合わせを1つ選びなさい。

- ア. 相続の放棄をした者は、その相続に関しては、放棄をした時から相続人ではなくなる。
- イ. 相続人は、自己のために相続の開始があったことを知りながら、相続財産に属する動産を売却したときは、単純承認をしたものとみなされる。
- ウ. 相続人は、限定承認をしたときは、相続財産のうちの消極財産を承継しない。
- エ. 相続人が数人あるときは、限定承認は、共同相続人の全員が共同してしなければならない。
- オ. Aが死亡し、その相続に係る熟慮期間中に、相続の承認・放棄のいずれもしないまま、Aの相続人である子Bが死亡した。この場合において、Bの相続人である子Cは、Aの相続について放棄をした後であっても、Bの相続について放棄をすることができる。

1. アウ
2. アオ
3. イウ
4. イエ
5. エオ

問題 45

Aは、2020年12月1日付で「長男Bに甲建物を相続させる」という内容の自筆証書遺言をした。この遺言をした後にAがした以下の1~5の行為のうち、その行為によって、この遺言が撤回されたことにならないものを、1つ選びなさい。

1. Aは、友人Cに甲建物を売却した。
2. Aは、2020年12月1日付の自筆証書である遺言書を故意に燃やして灰にした。
3. Aは、「友人Eに全財産を遺贈する」という内容の自筆証書遺言をした。
4. Aは、「長女Dに乙土地を相続させる」という内容の公正証書遺言をした。
5. Aは、「2020年12月1日付の自筆証書遺言はすべて撤回する」という内容の公正証書遺言をした。

【参加学生への告知事項】（受験要綱から再掲）

- 試験の答案は第三者機関が採点処理します。なお、管理委員会および第三者機関は、試験結果分析のため、受験番号に対応した属性情報（所属法科大学院、年次、未修・既修の別、入学年）を把握しますが、受験者の個人識別情報（学籍番号、氏名等）は把握しません。
- 所属する大学における学業成績や司法試験の結果等と比較分析を行う場合があるため、その分析に必要な範囲内において、受験番号ごとの属性情報と成績を、8年間保管します。なお、この比較分析において、受験者が不利益を被ることはありません。
- 全体の採点・分析結果および各大学の採点・分析結果は、各法科大学院に提供され、必要に応じて個々の参加学生に提供されます。その提供方法は、各法科大学院で異なります。